

○総務省令第八十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十八年八月三十日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令を廃止する省令

電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十四号）は、廃止する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。